

事務連絡  
令和2年5月11日

入札参加の皆様へ

赤磐市

### 建設工事における前払金の使途拡大について

本市発注工事に係る前払金の使途拡大について、適用対象を次のとおり変更します。

#### 1 適用対象

< 変更前 >

平成29年8月1日から平成32年3月31日までに、新たに契約締結する建設工事に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるもの。

< 変更後 >

平成29年8月1日から令和3年3月31日までに、新たに契約締結する建設工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるもの。

#### 2 使途拡大の内容

「現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に係る支払いに、前払金（前払金額の100分の25を上限とする）を充当することができます。